

Q-32 試用期間中の賃金は、本採用後のものとは別途に設定してもよいか

A-32 試用期間中の社員の賃金を、本採用後の社員より低額にすることも可能である。

回答者 渡邊 岳 わたなべ がく 弁護士（安西法律事務所）
小栗道乃 おぐり みちの 弁護士（安西法律事務所）

出 典 労政時報 第3723号（08.4.11）付録

※下記の内容は、2016年10月1日現在施行されている法律に基づいています。

詳細は会員コーナーで閲覧してください。